

令和8年度 市民活動応援助成金「エール」

【募集要項】

この制度は、市民団体が自ら企画を提案し、及び実施する事業であり、かつ、市民の公益の増進に寄与することが認められる事業で、市内で行われる事業又は不特定多数の市民が参加する事業を支援する制度です。

※助成金交付の対象、助成額、条件等の詳細は「交付要綱」をお読みください。

1 募集期間(事前相談のうえ期間内に申請書を提出のこと)

令和 7 年 11 月 29 日(土)～令和 8 年 1 月 31 日(土)19 時(必着)

2 提出書類

(1)	助成金交付申請書(第 1 号様式)	1 部
(2)	構成員名簿(第 2 号様式)または会員名簿 (役職、市民・在勤・在学の別が分かるようにご記載ください。)	1 部
(3)	定款・会則	1 部
(4)	団体の令和 7 年度決算書・令和 8 年度予算書 (概算・見込みで結構です。令和 8 年度予算書は、当助成事業の 申請事業予算との関連性を明確にご記載ください。)	各 1 部
(5)	活動内容書(任意、A4 用紙 5 頁以内)	1 部

※ 提出書類は所定の様式にパソコン作成のみとします。

書式は、府中市市民活動センタープラッツのホームページからダウンロードしてください。

募集要項の URL はこちらです。 <https://www.fuchu-platz.jp/event/1007710.html>

※ 提出書類は返却しません。必ず写しを保管してください。

※ 提出書類に記載された個人情報は、当助成事業以外の目的では使用いたしません。

3 事前相談(必須)

事前予約制。助成金申請するには事前相談が必要です。事前相談は完全予約制になります。詳細は最終ページをご覧ください。

4 応募方法・提出先

上記提出書類を、右受付フォームからお送りください。

もしくは府中市市民活動センターまで持参又は郵送、メールも可能です。

受付フォーム



5 事業実施期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までに実施する事業

(ただし、実績報告書を提出し、全ての精算処理終了の期限は令和 9 年 4 月 10 日です。)

6 助成対象となる団体

・市内を活動拠点とし、公益的で営利目的でない活動を継続的に行う、または行う予定の 3 名以上の団体で、その 3 割以上が市内在住・在勤・在学であること。

※暴力団又は暴力団若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)の統制下にないこと。

※特定の政党の利害に関する活動を行っていないこと。(特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する等の政治活動)

※特定の宗教若しくは特定の教派、宗派、教団等を支持し又はこれに反対する等の活動を行っていないこと。

7 助成のコースとその対象

コース	A 事業スタートアップ助成
目的	新しく活動を開始した団体向けに、公益的な事業の開始を応援します。
助成額	対象経費の 90%以内かつ 10 万円を限度額とします。
要件等	●活動を行う予定又は令和 5 年 4 月以降に設立された団体で、過去に府中市市民動 応援助成金「エール」、府中市提案型協働事業を実施したことがない団体。 ●1 団体 1 回のみ交付を受けられます。

コース	B 事業ステップアップ助成
目的	継続的な団体の公益的な事業の展開を応援します。
助成額	対象経費の 70%以内かつ 50 万円を限度額とします。又、同一事業に対しては、連続 する 3 年までとし、2 年目は対象経費の 50%以内、3 年目は対象経費の 30%以内と します。
要件等	●2 年目以降も助成を希望する場合は、毎回申請し審査を受ける必要があります。

コ ー ス	C 組織基盤整備・強化助成
目 的	団体のレベルアップを応援します。 ※例えば、団体のリーフレットの作成、ホームページの立ち上げなど情報発信の強化、人材獲得・育成(募集・スキルアップ)、事務局機能の強化、中長期ビジョンの策定、自主財源やクラウドファンディングの獲得など、事業そのものではなく、事業を行うための団体自体の強化のための活動を応援します。
助 成 額	対象経費のうち 10 万円を上限とします。
要 件 等	●過去に同コースの助成金を受けたことがないこと。1 団体 1 回のみ交付を受けられます。 ●次の①又は②を満たす団体であること。 ①公益的な活動を主目的とする非営利の法人格を有した団体(NPO 法人、一般社団や財団法人、社会福祉法人、労働者協同組合等)、又は令和 5 年 3 月以前に設立された府中市市民活動センタープラッツ登録団体。 ②過去に「エール」、又は府中市協働事業提案制度に採択されたことがある団体。

※1 団体につき、その年度については 1 コースのみ申請できます。

※次に掲げるものは原則として助成の対象になりません。

- (1) 国、都道府県、市区町村(府中市を含む)、又は民間団体等から申請事業と同一事業に対する補助、助成又は委託を受けているもの。
- (2) 学術的な研究に関するものや政策立案のための調査その他の政策の提案に関するもの。
- (3) 対象者が著しく限定されると認められるもの。

8 対象経費

A.事業スタートアップ助成コース・B.事業ステップアップ助成コースにおいて助成対象となる経費は、次のとおりです。

	科 目	定義・要件
(1)	謝礼金	外部講師等に支払う謝礼金 ※構成員が当事業で講師をする場合は認めます。
(2)	旅費交通費	公共交通機関を使用した際にかかる旅程区間の交通費等
(3)	消耗品費	文具、用紙など、定価 2 万円未満の物品
(4)	印刷製本費	コピー及び印刷等に係る費用
(5)	通信運搬費	切手代、郵送料、高速代、ガソリン代など、運搬に係る経費や、携帯電話の通信料
(6)	保険料	行事やイベントにかかる保険料等
(7)	使用料及び賃借料	会議室使用料、車両借上げ料等
(8)	設営費	舞台等の設営に関する経費等
(9)	資料費	図書、文献、写真その他の資料の購入費用等
(10)	人件費	事業実施のための直接的に要する人件費 (基準単価 1,226 円×時間数) ※人件費は最低賃金以上とし、団体の雇用契約に基づき設定できます。 また、最低賃金は現時点のものであり、法令で改定された場合はそれに準じます。
(11)	委託費	専門的な業務を外部事業者へ委託する費用
(12)	前各号に掲げるもののほか、館長が必要と認める経費	上記(1)～(11)までに該当しないもの。(詳しくは、当センターまでご相談ください。)

※どの科目に計上するか、迷われた時は事務局にご相談ください。特に謝礼金、人件費、委託費は混同しているケースが多く、異なる科目への計上は対象外となる場合があります。

C.組織基盤整備・強化助成コースにおいては、上記(1)～(12)の経費(ただし、事業そのものに係る経費を除く)でかつ、団体の活動基盤の強化に必要と認められる経費が対象となります。

(例)

□情報発信強化

- ・ウェブページ作成費(デザインやシステム構築費等)
- ・団体紹介パンフレット等デザイン費

□事務局機能強化・システム導入

- ・事務局機能強化に関するソフトウェア等購入費
- ・団体内の情報共有を円滑にするための ICT ツールなどの導入費
- ・オンラインイベントや会議に必要となる機材購入費

□資金調達

- ・ファンドレイジングにかかるコンサルティング費や DM 発送費、システム使用手数料

□人材募集・スキルアップ

- ・団体を運営する人材募集に係る広報費
- ・活動に必要なスキルや資格を修得するためのスタッフ研修費(研修参加・講師招聘等)

□ビジョン・事業計画の策定や法人設立支援

- ・団体を持続的に運営するための中長期ビジョンや事業計画を作るコンサルティング費用

【※対象外経費について】

次に掲げるものは原則として助成対象にはなりません。

(1) 団体の経常的な活動や運営に関する費用

定例会議のための費用、事務所の維持費、会員間の連絡に係る費用など。

※C コースについては基盤強化に必要と認められる場合は対象となります。

(2) 備品購入費

定価 2 万円以上で概ね 2 年以上の使用に耐えうる物品の購入費用。

※C コースについては基盤強化に必要と認められる場合は対象となります。

(3) 飲食に係る経費

事業実施に必要不可欠なものである場合は、助成金交付申請書の事業収支予算書欄に使用用途及び金額を記載し、審査会で承認された場合に限り対象経費とします。

(4) 事業実施後も参加者等の所有物となる物品の経費

講座で使用する市販のテキストなど。ただし、個人・団体が自ら作成したテキストの作成に係る費用等は対象経費とします。

(5) 事業のための部分とそれ以外の部分が切り分けられない経費

ガソリン、電話料金など、領収書以外の資料等により事業のために使用した部分が分けられる場合は該当部分の経費のみを助成対象とします。

(6) 領収書等により事業の経費として支払ったことが確認できない経費品名等が不明な経費

(7) 契約から支払までの一連の手続きが、事業実施期間に行われていない経費

事業実施期間外の日付の領収書は対象外です。

※ただし、施設の予約・支払いの性質上、やむを得ず事業実施年度外の日付の領収書となる場合は、事務局の確認を経て認める場合があります。

(8) 助成金申請時の事業収支予算書に記載のない経費

予算書作成時に想定できないことがやむを得ないと認められる場合は対象となる可能性がありますので、費用発生前に事務局へご相談ください(ただし、採択された助成金交付予定金額を超えない範囲に限ります)。

(9) その他、審査会で適切でないと判断する経費や公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費(宗教活動を目的とした経費、政治活動を目的とした経費、過剰とみなされる機器を導入する経費、一般的な市場価格又は事業内容に対して著しく高額な経費等)

9 審査及び基準

審査会の審査により、提出書類と公開プレゼンテーションの内容を総合的に判断し、採点の上、決定します。各コースの審査基準は次のとおりとします。

A 事業スタートアップ助成 ・ B 事業ステップアップ助成の審査基準

事業目的に関する評価	・ 明確で市民ニーズに合致しているか。 ・ 不特定多数の市民への便益に寄与しているか。
事業内容に関する評価	・ 利用や参加の機会が広く市民に開かれているか。 ・ 地域課題解決に寄与するとともに、先進性や独自性があるか。
事業計画に関する評価	・ 事業の継続性や発展性が見込めるとともに、実施可能な計画が立てられているか。 ・ 事業規模に見合った実施体制が確保されているか。 ・ 助成金がなくなったときも、事業継続が可能な計画・体制となっているか。
財政計画に関する評価	・ 予算項目や予算の積算が適切であるとともに、費用対効果の高い事業であるか。 ・ 事業の財源を確保するための方策が考えられているか。
効果・還元性に関する評価	・ 市民への効果や還元性が明確であるとともに、地域生活の質の向上に寄与しているか。 ・ 助成事業を通じて、地域や社会にどのような良い影響や波及的な効果をもたらすかが明確であるか。
前回の事業実績に基づく評価(※助成金交付実績のある事業のみ)	・ 前回の事業実績を踏まえた改善や事業規模の拡大等がなされているか。

C 組織基盤整備・強化助成の審査基準

団体の公益性・地域貢献度に関する評価	・団体の活動は、社会や地域の課題解決に資する公益性を持っているか。 ・社会や地域の課題において重要性・ニーズの高い活動を行っているか。
団体の課題認識に関する評価	・団体のミッションと活動ビジョンが明確か。 ・自団体の課題を客観的かつ的確に認識しているか。
組織基盤整備・強化策の実現性に関する評価	・団体の課題設定と組織基盤強化策の具体的方法に整合性があり、有効なものか。 ・組織基盤強化のための実施体制・スケジュール・予算規模が適正なものか。
組織基盤整備・強化策による発展性に関する評価	・基盤強化を行うことで自立的かつ持続的な活動へとつながり、団体の活動が発展することを期待できるか。

10 採択までのスケジュール

流れ	日時及び会場
(1) 申請書類の提出	令和7年11月29日(土)～令和8年1月31日(土)19時 専用フォームからお申し込みください。 ※フォームからの提出が難しい方は、メールまたは持参、郵送で提出してください。
(2) 書類選考	令和8年3月1日(予定)に選考結果をメールにて送信します。
(3) 公開プレゼンテーション	令和8年3月22日(日) 市民活動センタープラッツ※発表順番は事務局で決定次第、連絡します。 <u>予定を終日確保してください。</u>
(4) 採択決定	3月末日(予定) 申請者宛に結果通知を郵送します。

※ 審査の結果、採択となった場合でも、申請額が満額認められない場合があります。

※ 採択決定にあたり、条件が付される場合があります。

※ 審査会での審査内容および審査順位は非公開です。

11 採択後のスケジュール

流れ	日時及び会場
(1) 説明会(採択団体毎)	令和 8 年 4 月中旬 助成事業に関わる事務作業等について説明します。
(2) 助成金の振込み	令和 8 年 4 月下旬 団体からの請求を受けて、所定口座に振り込みます(概算払い)。
(3) 中間報告書提出と交流会	令和 8 年 9 月下旬 採択団体交流会 令和 8 年 9 月 30 日中間報告書提出期限
(4) 実績報告書提出・精算	令和 9 年 3 月 31 日 実績報告書提出期限 令和 9 年 4 月 10 日 助成金精算期限 ※次年度申請予定の団体の実績報告書の提出期限は令和 9 年 3 月 15 日です。
(5) 実績報告会	令和 9 年 5 月(予定)。 この報告会では、各団体が助成事業の成果や地域への効果を発表し、審査員による評価を行います。

12 採択決定後の留意事項

(1) 当助成事業の助成対象である旨の記載

助成金の使途を広く市民に伝えるため、申請事業で作成するチラシやポスターの広報物や報告書等の成果物などには必ず「令和 8 年度府中市市民活動応援助成金エール採択事業」と記載してください。

(2) 団体情報の変更、計画内容の変更および中止等の取扱い

事業の実施期間中に団体情報の変更があった場合は「団体情報変更届」を提出してください。又、やむを得ない理由で計画内容を変更・中止等する場合は、当センターに事前に相談の上、「助成金計画変更書」を館長に提出し、承認を受けてください。相談及び承認なき変更は認められません。

(3) 科目ごとの経費配分の変更について

事業経費については、科目間の流用は原則認められません。やむを得ない理由で変更が生じる場合には、上記の変更と同様の取扱いとします。

(4) 団体訪問について

当センター職員が事業の状況や団体の運営状況の確認に行く場合があります。

(5) 実績報告

交付団体は、事業終了後、30 日以内に「実績報告書」および関連書類を提出してください。ただし、「実績報告書」および関連書類をもとに助成金額を確定し、精算終了の最終期限は令和 9 年 4 月 10 日です。収支決算を行うにあたり、使途明細の根拠として、領収書等証憑書類の添付が必要です。

なお、B コース交付団体で、翌令和 9 年度も続けて申請される団体は、令和 9 年度審査会までに令和 8 年度の「実績報告書」の提出が必要となります。

※事業実績報告は当助成事業の広報に活用させていただく場合があります。

(6) 助成金額の確定

- ・事業の中止または内容変更等が発生した場合等は、助成金の全部又は一部を返還していただきます。
- ・偽りその他の不正の手段により交付の決定を受けたとき、助成金を他の用途に使用したとき、その他助成金交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に反したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消します。
- ・事業の実施による収入額の合計が実績報告書の審査により認められた事業費総額(対象経費及び対象外経費)を超過する場合は、その超過額分を助成金交付予定額から減じた額を決定額とします。
- ・交付の決定を取り消した場合や交付決定額が概算払いで支払った額を下回るときは、その全額又は差額を令和 9 年 4 月 10 日までに返還してください。

(7) 報告会の開催(令和 9 年 5 月予定)

終了した事業の実績を発表するための報告会を開催します。報告会での報告がない場合は助成金を返還していただく場合があります。また、この報告会では、各団体が助成事業の成果や地域への効果を発表し、審査員による評価を行います。

(8) 提出物遅延に関する取扱い

指定期日までに申請書類や報告書類の提出がない場合は、助成金を返還していただく場合があります。

13 応募説明会の開催

募集要項に関して気になる点や不明点などにお答えするとともに、申請事業について気軽にご相談いただけます。参加ご希望の方は、開催 2 日前までに、団体名・人数・電話番号をご連絡ください(説明会への参加は応募の必須条件ではありません)。

日時:令和 7 年 12 月 21 日(日)14 時~15 時半

場所:プラッツ 6 階 第5会議室

申込みフォーム



14 事前相談の実施(必須)

- 相談の締切日
1 月 30 日(金)まで
- 事前相談の申し込み方法
事前相談は予約制です。予約はプラッツの窓口、またはメールや電話にて受付けます。メールの場合は件名に「エール事前相談」と入力してお送りください。
- 相談の目的
この相談は、団体が安心して申請を行えるよう、事業内容や申請書類の確認を通して、事業の適正性や実現可能性を事前に確認することを目的としています。
 - ・申請内容が対象事業かどうかの確認
 - ・提出書類の不備や記載内容の確認
 - ・予算内容の整合性確認
 - ・その他、不明点の解消
- 留意点
 - ・事前相談は予約制です。早めに日程を確保してご予約ください。
 - ・事前相談を経ってから申請が可能です。(申請期限近くは混み合いますのでお早目に！)

15 提出・問合せ

府中市市民活動センター プラッツ

担当:児嶋(こじま)、高橋、渡辺、

〒183-0023 府中市宮町 1-100 ル・シーニュ 5、6 階

TEL: 042-319-9703 / E-mail: info@fuchu-platz.jp